事例６： ベトナム向けにスギ材の輸出に取り組む事業者
（－コロナ禍で配船が大幅に遅れ再輸出検査で対応－）

品目： スギ材（丸太）
主な輸出先国・地域： ベトナム

〔輸出を目指す目的〕

近年、東南アジアをはじめ木材の需要の高まりから海外にも販路を拡大したい。特にベトナムは家具等の木製品の製造が盛んな国であること、当県はスギの優良な生産地であること、近くには国際貿易港が整備されていること、関係者の理解や協力もあること等から当地を活用してスギ材の輸出に取り組むこととした。

〔相談者が抱える主な課題等〕

木材を輸出するための種々の手続き等が明確には分かっていない。また、ベトナムで不合格になるとその処理経費が輸出者負担となることから、不合格にならないための対策を講じておく必要がある。

〔専門家の支援等の内容〕

ベトナム向けスギ材の検疫条件、各種手続き等について説明するとともにベトナムはくん蒸処理等の消毒を求めていないことから、虫害材と良材を選別すること及び付着する土壌を洗浄除去することなどを専門家が現場で識別方法などを含め指導した。

図　高圧洗浄機による土壌除去作業

〔その後生じた新たな課題等〕

予定していたコンテナ船が、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の影響で配船が 1 ヶ月以上大幅に遅延することになり、害虫の再発生などが危惧されるなど、新たな課題が生じた。

〔専門家の更なる支援等の内容〕

検品（虫害材の除去等）の実施及び再検査の受検などについて説明するとともに害虫発生を抑制するため薬剤散布等について指導した。

〔相談者の対応状況〕

相談者はベトナムで不合格になると次回からの取引への影響も考えられるとして、スギ材の全量をデバンして検品後（一部の木材に薬剤散布を実施）、植物防疫所の輸出検査を再び受けた。その結果、合格となり無事輸出できた。

事例７： 染色加工技術を利用した熱処理木材の輸出に取り組む事業者

品目： スギ・ヒノキ製材（ツキ板材）
主な輸出先国・地域： EU 等

〔輸出を目指す目的〕

海外ＥＣサイトに染色ツキ板を 5 年前から出店しており、注文が増加している。ＥＵ向けでは針葉樹製材について熱処理（材中心温度 56℃で 30 分以上）が求められており、過去に外注して処理したことがある。自社の所有する真空加圧含浸装置による処理が熱処理として認められれば納期短縮及び経費削減につながりメリットが大きい。

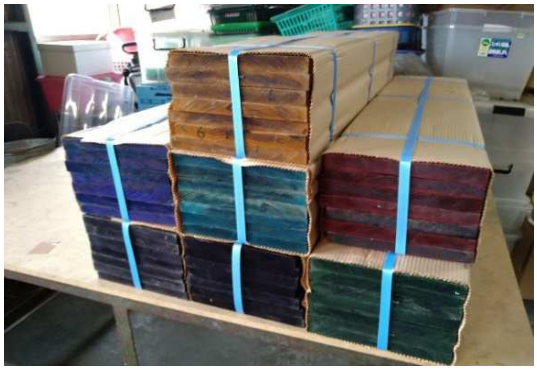

図　染色ツキ板

〔相談者が抱える主な課題等〕

真空加圧含浸装置による木材処理が、ＥＵなど輸出先国が要求する熱処理消毒として認められないか知りたい。また、認めて貰うためにはどのような手続き等が必要なのか、どのような設備を具備する必要があるのかなどが分からない。将来的にはＥＵ以外にも輸出したいが、植物検疫条件等が分からない。

〔専門家の支援等の内容〕

針葉樹製材に係る各国の検疫条件を説明するとともに熱処理施設として認めて貰うための手続き、必要な書類（処理施設の仕様、見取り図、センサー校正記録など）等について資料を作成し説明した。更に、現地に出向いて、施設確認を行い、必要なアドレスを行った。また、木材の輸出実績などの資料を整理し、提供した。

〔相談者の対応状況〕

相談者は、専門家の助言を踏まえ、関係書類を揃えて植物防疫官よる消毒処理施設の実地調査を受けた。その結果、当該真空加圧含侵装置を用いた熱処理が有効と認められた。それ以降、ＥＵ向けのツキ板材の輸出はないものの、カナダ向けに当該装置を用いて消毒処理を行い継続的な輸出を実現している。

事例８： 青果物の輸出に特化した産地形成に取り組む自治体（研修会の開催）

〔自治体の取り組み内容〕

自治体では、今年度の新規事業として、マーケットインの視点から輸出先国の需要に対応できる青果物を生産するための産地形成支援に取り組んでいる。近年、食品の残留農薬を取り巻く状況が変化し、新規事業への参加を目指す生産者は、農薬使用に高い関心を持っており、自治体への相談等も寄せられている。これらの状況を踏まえ、残留農薬規制に関する研修会を開催し、生産者に知識を養って貰う必要があると考えている。自治体と産地が一体となって栽培体系を構築し、2 年後を目途に輸出産地の形成が実現できるよう進めたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

輸出に特化した産地形成に取り組むこととしている。品目としては、タイ向けにブドウ生果実及びカキ生果実を検討している。タイでは、多くの農薬で我が国の残留農薬基準値より低い数値設定となっているものが多いことから、タイの残留農薬基準に即した農薬の使用と防除体系の確立が課題となっている。このため、当該事業への参加を目指す生産者等に対して、①タイの残留農薬の検査強化の概要、②パラコート等の規制強化の内容、③これらの規制に対する日本側での対策などについて自治体主催の研修会において講演をお願いしたい。

〔専門家の支援等の内容〕

自治体主催の研修会において、タイの青果物に係る残留農薬規制の概要、パラコートの規制の内容、タイの規制に対する対策、代替農薬の紹介や総合的な防除方法などについて講演した。その後、輸出型防除暦の策定向け、オンラインによる技術的支援の依頼があり、代替農薬の紹介や総合的防除などについて説明した。

図　研修会の様子

〔相談者の対応状況〕

青果物の輸出に当たって、残留農薬を考慮した防除暦を作成するため、産地形成に取り組む生産者と自治体の関係機関が連携し、輸出型防除暦の作成に向けた協議を進めている。一方、植物検疫条件である生産園地及び選果こん包施設の登録手続きも進め、2023 年までに輸出産地の形成を目指すこととしている。

事例９： 生産者等を参集したセミナーを開催し、農産物の輸出拡大に取り組む自治体

〔自治体が主催したセミナーの目的〕

日本国内の食市場は、少子高齢化や人口減少により縮小傾向にある。一方、アジアを中心に世界の食市場は拡大しており、日本産の食材はおいしくて安全であると高い評価を得ている。また、2013 年には「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、農産物を始めとした日本食材の輸出に対して追い風が吹いている。

これらの状況を踏まえ、農産物の一層の輸出拡大に向け、セミナーを開催することとする。セミナーでは、経営基盤の強化のための販路拡大策として、海外に目を向け、農産物輸出に関する基本的な情報や支援方策、具体的な取組事例、オンライン輸出商談のスキルアップなどについて講演等を行っていただき、新たな輸出取組の掘り起こしを行う。

〔セミナーの内容〕

１．対象者：農産物等の輸出に関心を持っている方
２．方法：オンライン開催
３．内容：
　①　輸出に取り組むためのオンライン商談スキルに係る講演（別依頼）
　②　初めての輸出取組についての事例紹介（別依頼）
　③　輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値に係る講演（専門家）

〔専門家の支援等の内容〕

セミナーにおいて、①検疫（Quarantine）とは、②侵入病害虫による被害の歴史、③植物検疫とは、④輸出検疫の流れ、⑤諸外国の植物検疫要求の主な内容、⑥農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等、⑦国別の品目別検疫条件、⑧農薬の残留農薬基準とは、⑨輸出用防除体系構築フローチャート、⑩各国の残留農薬基準値の確認方法及び取扱い並びに分析結果等、⑪台湾での輸入食品検査の残留農薬不合格事例、などについて講演した。また、参加者からの質問に回答した。

図　オンラインで説明する専門家

事例 10： タイ農産品等輸出研究会（勉強会）を開催し、地元農産物の輸出促進に取り組む事業者

〔事業者が主催した勉強会の目的〕

タイ市場では、日本産農産物・食品の市場拡大が進んでいる。しかしながら、地元地域の農産品生産者、食品メーカーにおいては、植物検疫等の対策・準備、現地インポーターとのマッチング等ができていないため、実際の輸出につながっていない現状にある。このため、タイ現地の市場情報、輸入手続きや通関情報、展示会情報、輸出手続き等に関し、理解促進を図るとともに事業者のマッチング機会を提供し、近隣の国際空港等の利用拡大と農産品輸出を促し、地域農業の発展に寄与したい。

〔勉強会の内容〕

1．対象者：生産者、関係自治体
2．方法：オンラインによるビデオ及び説明会場での開催
3．内容：
　① タイの日本産農産品・食品市場の現状紹介（別依頼）
　② 植物検疫等の準備・手続きに係る講演 （専門家）
　③ 農産品輸出の実務・取引事例の紹介（別依頼）
　④ 輸出における施設認定等検査支援事業に係る補助事業の紹介（別依頼）
　⑤ 近隣国際空港の近況と利用促進協議会の支援プランの紹介（別依頼）

〔専門家の支援等の内容〕

専門家がオンラインで、①植物検疫とは、②植物検疫制度の骨格、③輸出検疫の流れ、④諸外国の植物検疫要求の主な内容、⑤タイの検疫条件、⑥タイ向け青果物に係る二国間合意事項に基づく検疫条件と検査・手続きの流れ、⑦残留農薬に関する情報、⑧タイにおける輸入青果物に対する農薬規制、⑨タイ向け青果物の選別及び梱包工程を行う施設に対する規制などについて説明した。

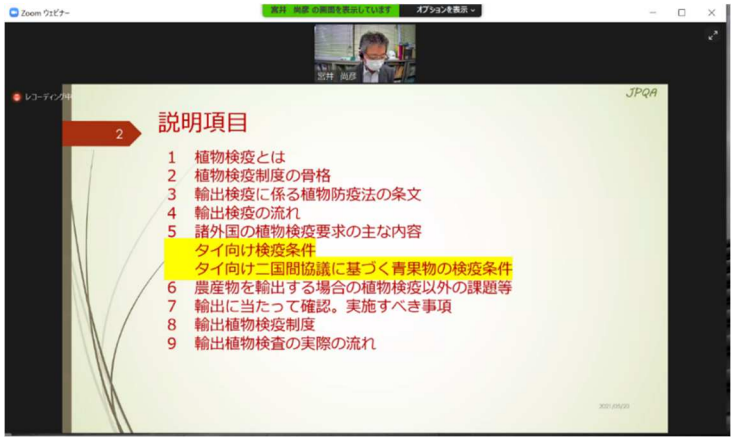

図　説明する専門家と説明項目

事例 11： 令和 3 年度ＧＦＰグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業を推進する事業者

〔事業者の概要〕

当該事業者は、農政局が実施する農林水産物・食品の輸出のための効率的な物流を構築するための「令和3年度GFP グローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業」を請負、農産物の試験輸送等の実施、輸出に関心のある農林水産物・食品事業者等を対象としたセミナー動画及び輸送促進に係るリーフレットの作成を行うこととなった。

〔事業の推進に当たって事業者が抱える課題等〕

委託事業で実施する試験輸送では、ロシア、オーストラリア、アラブ首長国連邦向けに花き（キク、グロリオーサ、スイートピー）を輸出することとなるが、輸出先国の検疫条件、農薬や病害に関する各国の規制情報を知りたい。

図　打ち合わせ会で説明する専門家

〔専門家の支援等の内容〕

事業者が主催する関係者の打合せ会において、①植物検疫・輸出検疫の目的、②輸出検疫の手続き、③諸外国のキク切り花に対する検疫条件、④切り花で使用する農薬に関する残留規制について、資料を配付の上、説明した。

その後、当該打ち合わせ会出席の関係者から上記 3 カ国以外の国向けのキク切り花に係る検疫条件の照会があり、電話で説明を行った。

９．技術資料の作成

専門家が産地等において技術的支援を行う際に活用できるよう「農産物輸出における植物検疫手続き」と題して、「農産物の輸出に係る植物検疫の基本的な流れ」「栽培地検査の流れ」「輸入許可証の取得」について技術資料を作成した。

なお、当該技術資料については本報告書の別紙として掲載している。

１０．事業の実施

（１）事業計画書の提出

事業開始に当たり事務局は事業計画書（案）を作成し、後述する有識者検討会に諮り、内容の検討を行った。検討会での指摘を踏まえ、令和 3 年 4 月 20 日付けで農林水産省消費・安全局植物防疫課あてに事業計画書を提出した。

また、事業の実施期間を通じ、毎月、事業の進捗状況（カルテ作成数、専門家派遣数、問合せ等件数、経費等）を報告するとともに、担当官の求めに応じ、随時、説明や資料送付を行った。

（２）有識者検討会の開催

事業の遂行に当たって、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される有識者検討会を設置し、事業の実施方針等に係る助言を踏まえるため検討会を開催した。

検討会では、有識者検討会運営内規、有識者検討会の委員長及び副委員長の選出並びに事業計画書（案）の検討・承認を行った。

なお、事業計画書（案）については、委員からの助言、意見を踏まえ、必要な修正等を行った上で承認された。

１１．まとめ

（１）成果

本事業の実施に当たり、全国 10 ブロックに 17 カ所の相談窓口を設置するとともに 85 名の専門家を登録し支援体制を整えた。農産物の輸出に関し、398 件の相談に対応するとともに、145 件の輸出産地カルテを作成した。このうち

30 件に対し延べ 81 名の専門家を派遣した。このような取り組みの結果、24 産地から農産物が輸出された（2022 年 2 月末現在）。

全植検協では、平成 29 年度から農林水産省の委託を受けて「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を毎年単年度で契約を結び、3 年間継続して実施してきた。昨年度からは事業の名称が「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」と変更になったが、従前どおり輸出を目指す産地等に専門家を派遣し、植物検疫や残留農薬（農薬の適正使用）等に関して支援等を実施した。平成 29 年度から今日まで、多くの専門家が産地等を訪れ、輸出先国の植物検疫条件や輸出に係る手続き、輸出先国と我が国の残留農薬基準の違い、農産物の輸出実績等を説明し、農産物輸出に係る知識の啓蒙や輸出意欲の増進などに務めてきた。また、現地で生産者等から宿題（質問等）をもらった場合には、資料を作成して後日提供するなどの丁寧な対応を行うなどし、事業が知れ渡るにつれ、相談件数も派遣する専門家も増加の傾向が見られていた。

しかしながら、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い専門家の現地派遣が減少し、その一方で、オンラインによるビデオ通話など、新たなツールを活用した支援が増加する傾向となった。

具体的な支援等の内容は以下のとおり。

植物検疫では、①輸出先国の植物検疫条件、②一般的な輸出検疫や二国間合意事項に基づく手続きや流れ、③輸出植物検疫の概要や検疫の目的、④輸出検疫の受検方法や必要な書類、⑤消毒措置の方法などの説明ほか、生産園地や選果こん包施設を訪問し、より具体的な対策などを説明した。

残留農薬関係では、①輸出先国と我が国の残留農薬基準値の相違の説明、②代替農薬の紹介、③残留農薬基準に係る WEB サイトの紹介、などを行うともに残留農薬基準値について輸出先国と我が国の数値等を調査、整理して配布するなど行った。

このほか、①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う規制、②ワシントン条約や種苗法の登録品種に係る手続き、③食品衛生（主にタイ）に係る規制、④植物検疫統計や貿易統計から取りまとめた輸出実績などの説明、⑤ウイルス検定機関の紹介などを行った。対面での説明や電子メールでの照会等にあっては、必要な資料をその都度作成して配布するなど丁寧な説明を行った。また、オンラインによるビデオ通話や講演では、プレゼンテーション用の資料なども作成して対応した。

その結果、次の成果等が得られた。

① 数年前から本事業で継続的に支援を行ってきた相談者が着実に輸出先国や輸出品目を増やし、輸出実績を上げた。

② 相談者が新たな輸出を始める際に、その都度相談窓口に連絡してくるなど頼られるようになった。
③ 植物検疫の知識や輸出経験が全くなかった事業者が輸出を実現させることができた。
④ 支援により制度が良く理解でき、実施すべき課題や対応が明確になったと相談者から感謝の言葉があった。
⑤ 残留農薬基準をクリアする農薬を使用して栽培することができ、輸出先国で不合格にならずに輸出できた。
⑥ 輸出者等と再度協議して準備を進めたところ、輸出を実現できた。

専門家や事務局がこのような支援を行うことによって、輸出に関心のある生産者や輸出者等が輸出に当たって取り組むべき課題等が明確になったことにより、①輸出への意欲喚起（又は輸出の可否判断）、②輸出先国の絞り込み、③病害虫防除の方法の確立、④残留農薬に係る対策等に貢献できたものと考えている。また、専門家も多くの経験を積み、相談対応のスキルを向上させることができた模様であり、今後の農産物輸出に係る相談に更なる貢献ができるものと考えている。

（２）本事業で残された課題

本事業では、植物検疫、病害虫防除、農薬の適正使用などの専門家を登録して、様々な支援を実施してきた。その一方で、支援を行う上での課題や本事業だけでは解決できない課題等も生じた。

例えば、生産者等からは次のような声が聞かれた。

① 国内出荷向けに栽培しているので、輸出できなければそれでも良い。
② 専門家の説明で植物検疫制度などは理解したが、高齢で輸出のために今更栽培方法を変えられない。
③ 輸出先国の残留基準を満たした農薬使用では十分な防除ができないと考えるため、輸出は行わない。
④ タイ向けに輸出しようとしたが、新型コロナウイルスのためタイの検査官の来日を得られず、輸出ができない。
⑤ EU 向けにカンキツを輸出したいが、有機 JAS 認定をセールスポイントとしていることから、検疫条件の果実の表面殺菌を行えず、輸出を断念する（代替の次亜塩素酸水の使用を認めて欲しいとの要望がある）。
⑥ カナダ向けにブドウを輸出したいが、栽培園地を絞れない（栽培地検査に対応ができない）ため輸出を断念する。
⑦ 輸出前にブドウ生果実の残留農薬分析を実施したところ植物成長調整

剤が検出され、我が国の基準はクリアしているが、輸出先では不検出としていることから輸出を断念する。

また、輸出者等からは、次のような意見があった。

① 中国向け精米の輸出を増やしたいので、精米工場の指定を受けたい。

一方、支援を実施する専門家からは、次のような意見が寄せられた。

① コロナ禍で対面による支援が減り、電話等で説明しているが十分に理解を得られたか不明。
② オンラインでの支援を行ったが、時間的な制約もあり相談者が抱える課題の把握が難しい。
③ 残留農薬基準について農林水産省が公表している国や品目以外の相談に当たっては、輸出先国のホームページ等から情報を収集し、資料を作成する必要があり、膨大な時間と手間が掛かる。
④ 関係機関との連携が必ずしも十分とは言えない。
⑤ 相談窓口同士の情報交換が行える機会があると良い。

本事業で解決できない課題等については、関係当局と情報を共有或いは相談して対応するなどが必要と考えている。また、専門家が本事業に係る支援をするに当たっては、最新の植物検疫条件や農薬残留基準値などの情報を入手して対応する必要があるが、これらの情報収集や情報の整理等も関係当局との連携や情報共有が何よりも重要と考えている。関係当局との連携や情報共有では、関係当局が開催する各種説明会への参加なども考えられ、積極的な活用が望まれる。

併せて、今後、本事業で活動した専門家がこれまでの経験を生かして、日本産農産物の輸出促進に貢献し、輸出意欲のある者（生産者、輸出者等）の助けとなるため、専門家の自己研鑽等にも期待したい。

１２．おわりに

2022 年 2 月、農林水産省は 2021 年 1 ～12 月の農林水産物・食品の輸出額が 1 兆 2,385 億円に達し、はじめて 1 兆円を超えたと公表した。このうち、青果物は増加率 28％で、要因として、春節時期が例年より遅く、りんご、いちご等の春節需要が 2 月上旬まで続いたことや、台湾におけるりんごの贈答用や家庭内需要が増加、と分析している。この他、コメやお茶、切り花などの農産物、木材や製材などの林産物など全体として増加しているとしている。一方、植木

等は減少（減少率 34%）したとし、イヌマキの主要な輸出先である中国向けの輸出に必要な検疫条件設定について中国側の対応の遅れが要因と分析している。

課題解決支援事業では、植物検疫の対象となる農産物や林産物、残留農薬が課題となる青果物やお茶などの輸出が円滑に実施できるよう、専門家による支援を実施してきたところであり、これらの支援が輸出増への貢献となっていれば幸いである。

全植検協では、植物検疫に関する知識の普及を図るとともに、検査の受検体制の整備等を行い、円滑な植物検疫の推進に資するために活動を行っており、引き続き農産物や林産物の輸出増加のために尽力したいと考えている。

（技術資料）

農産物輸出における植物検疫手続き

植物検疫は、自国の農業や緑を守るため、重要な病害虫（検疫有害動植物）が植物等に付着して自国に侵入或いはまん延しないよう必要な措置を執るために行われています。

重要な病害虫は、国（地域）によって違います。例えばマメコガネは、我が国では農作物に重大な被害を及ぼすことはほとんどありませんが、海外では自国の農産物や植物に重大な被害を及ぼすとして重要な害虫に位置づけている国もあります。また、それぞれの国の食生活や植物相の違いから重要な農産物の位置づけも異なっており、自ずと検疫の対象となる病害虫も異なることになります。このように重要な病害虫の位置づけや重要な農産物の位置づけによる違いから各国の執る植物検疫措置も必然と異なり、当然のことながら輸出先国に求める検疫措置や手続き等も国（地域）や品目によって違うということになります。

各国が要求する植物検疫条件に基づき、輸出する植物を分類すると概ね次のようになります。

○　輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間の合意事項や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます）
○　二国間合意事項に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
○　事前に輸入許可（Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
○　輸出国政府の発行する植物検疫証明書（検査証明書）の添付により輸入を認める植物
○　輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病害虫の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
○　輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病害虫の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
○　輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
○　植物検疫証明書（検査証明書）の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

農産物の輸出に当たっては、輸出先国が求めるこれらの植物検疫条件を確認し、その条件に合致或いは従って輸出する必要があり、事前に調べることがとても重要です。植物検疫条件等を確認する方法としては、①輸入者を通じて輸出先国の検疫当局に直接確認する、②各国のホームページで公開している条件等で確認する、③日本の植物防疫所ホームページ（https://www.maff.go.jp/pps/index.html）

で公開している情報（一部の国（地域））で確認する、④植物防疫所等関係機関（（一社）全国植物検疫協会は農林水産省の委託を受けて課題解決支援事業を実施しており、植物検疫条件等に係るご説明等についても対応しています。）に電話等で確認する、などがあります。確認した情報を基に求められる必要な手続き等を行うとともに、次の事項を十分に確認の上、輸出することが重要です。

○　**輸出を計画している農産物がそもそも輸出できるのか**

輸出の可否については、輸出先国の検疫当局や植物防疫所ホームページ等を活用して、検疫条件等を確認します。

○　**当該農産物が輸出できるとして、輸出先国の植物検疫条件に合った対応がなされている（いた）か**

植物検疫条件の中には、生産園地や選果こん包施設の登録が必要な場合、栽培期間中の適切な病害虫防除などが必要な場合、当該農産物の生育期間中の栽培地検査が必要な場合、輸出前の消毒等が必要な場合などがありますので、事前に確認するとともに必要な手続き等を行います。

○　**輸出する農産物に病害虫（特に検疫対象病害虫）の付着はないか**

植物検疫は、輸入国が侵入を警戒する病害虫（特に検疫対象病害虫）の付着がないこと等、輸入国が求める条件を満たすために行っていますので、病害虫の付着のないよう事前によく確認します。

なお、植物検疫に関しては、国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）が定められており、現在184の国・地域（2022年2月現在）が締結しています。IPPCはホームページ（https://www.ippc.int/en/）を公開しており、各国のアクセスポイントやホームページアドレス、検疫要求（国によっては掲載がない場合もあります）などを掲載していますので、必要に応じて参考にされると良いでしょう。

また、農産物の輸出では植物検疫以外に、①青果物やお茶等の場合、輸出先国の定める残留農薬基準値を超えないこと、②東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制に反しないこと、③種苗等の場合は、ワシントン条約による規制や種苗法に係る登録品種の許諾等について確認すること、④遺伝子組み換え植物の場合は、カルタヘナ議定書に基づく通告等の手続きを行うこと、⑤その他こん包施設等の衛生証明、ハラールなどの規制などにも留意が必要です。

植物検疫に係る手続きについては、不慣れな方にとってはハードルが高く感じるとの声も聴かれます。ここに一般的な植物検疫に係る手続き、流れ等を資料として整理しました。輸出の一助になれば幸いです。

IPPCのHP　　IPPC加盟国一覧　　植物防疫所のHP　　全植検協のHP

農産物の輸出に係る植物検疫の基本的な流れ

輸出関係者

植物防疫所

輸出しようとしている
植物の検疫条件等を調べる

欧州	アフリカ州	中東	アジア	大洋州	北米	中南米
欧州連合(EU)	アルジェリア	アフガニスタン	インド	オーストラリア	アメリカ合衆国	アルゼンチン
ユーラシア経済同盟(EAEU)	エジプト	アラブ首長国連邦	インドネシア	サモア	カナダ	コスタリカ
アイスランド	ケニア	イエメン	シンガポール	タヒチ		コロンビア
アゼルバイジャン	チュニジア	イラン	スリランカ	トンガ		チリ
アルバニア	モロッコ	オマーン	タイ	ニュージーランド		ブラジル
ウクライナ	南アフリカ	カタール	ネパール	パプアニューギニア		ペルー
ウズベキスタン		クウェート	パキスタン	フィジー		メキシコ
英国		サウジアラビア	バングラデシュ			
スイス		バーレーン	フィリピン			
セルビア		ヨルダン	ベトナム			
タジキスタン		レバノン	マレーシア			
トルクメニスタン			ミャンマー			
トルコ			モンゴル			
ノルウェー			韓国			
モルドバ			台湾			
			中国			
			香港			

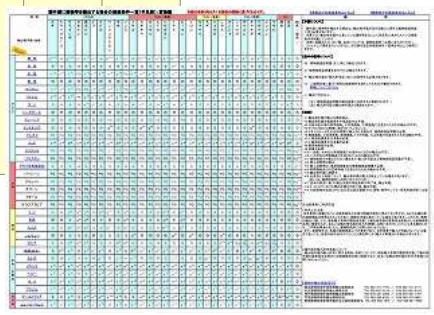

（植物防疫所 HP から
上段は各国の検疫条件サイト、右図は早見表サイト））

必要に応じて検疫条件等
を照会する

（照会先は、最寄りの植物防疫所（https://www.maff.go.jp/pps/index.html）又は（一社）全国植物検疫協会（全国植物検疫協会は農林水産省の委託を受けて課題解決支援事業（https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/）を実施しており、無償で専門家の派遣や相談等に応じています。））

輸出先国の検疫条件に合致した
（させた）植物の生産又は入手

（品目によっては、事前の栽培地検査の実施、生産園地や選果こん包施設の登録などが必要な場合があります。また、輸出先国の検疫当局が発行するPermitの事前の取得（場合によっては別途の検疫対応）が必要な場合もあります。栽培地検査、Permitの取得については別途解説しています。）

（写真は相談者提供）

上屋への搬入

（輸出検査前の上屋への搬入は、必ずしも必要としません。）

輸出植物検査申請書の作成
及び提出（入力送信）

（電子申請の場合）

（紙の場合）

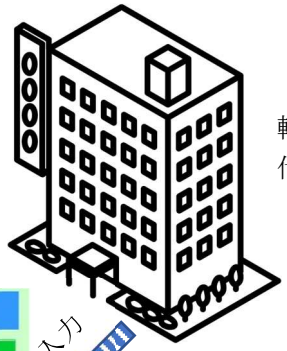

輸出者又は
代理店等

入力

送信

PQ-NETWORKサーバー

連絡調整等

提出

（申請書の提出先は、最寄りの植物防疫所又は輸出する港（空港、海港）を管轄する植物防疫所（https://www.maff.go.jp/pps/index.html）です。）

申請書の受理

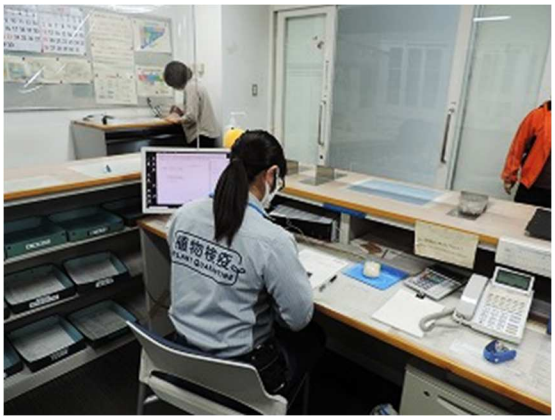

（植物防疫官による申請の審査の様子）

検査日等の通知

検査日程等の調整

（検査日や検査場所等の調整ついては、植物防疫所に直接ご相談ください。なお、検査は原則として植物防疫所で実施されますが、当該植物の所在地（こん包施設、集荷地等）でも実施可能となっています。）

検査荷口の抽出

（植物防疫官による抽出の様子）

植物防疫所検査場等への荷口の搬入

検査荷口の開梱

（抽出されたこん包の開梱の様子）

輸出検査

輸出検査に立ち会い

（植物防疫官の検査に立ち会う様子）

（植物防疫官による検査の様子）

（輸出先国の検疫要求によっては、特定の病害虫の付着がないなど別途精密な検査が要求されている場合があります。また、輸出前の消毒処理等が求められている場合もあります。精密検査や消毒には別途時間を要します。）

検査合格

植物検疫証明書の発行

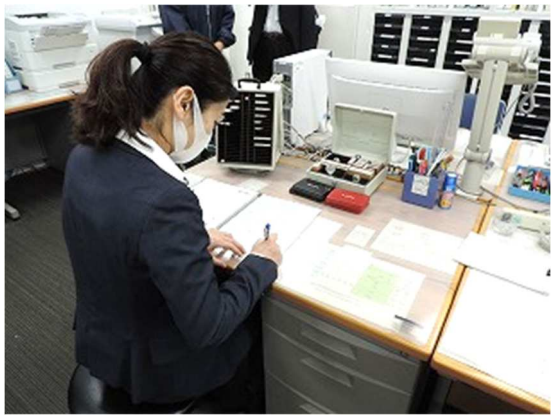

（植物防疫官による証明書の発給の様子）

手交

植物検疫証明書の受理

（植物検疫証明書の受理の様子）

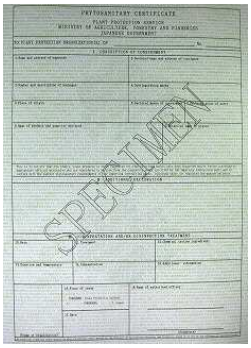

（発給される植物検疫証明書（見本））

通関

（税関への申告等に係る手続きにつきましては、直接税関にお尋ねください。）

輸出（輸送）

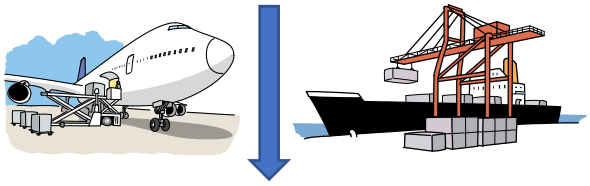

輸出先国
輸入植物検査・通関・販売

（海外での販売の様子　（相談者提供））

栽 培 地 検 査 の 流 れ

輸出先国が自国に輸入される農産物等に特定の病害虫（検疫有害動植物）の付着がないことを求める手法の一つとして、当該農産物の栽培期間中にその病害虫の発生がないことを輸出国の植物検疫機関に要求している場合があります。この場合、輸出国の植物検疫機関（植物防疫所）は、栽培中の当該農産物の栽培地（ほ場）に出向き、要求されている病害虫の発生の有無などの検査を行います。これを「栽培地検査」と称しています。栽培地検査の基本的な流れは次のとおりです。

なお、てっぽうゆり、やまゆり、かのこゆり及びチューリップについては、輸出先国が栽培地検査を要求していなくても、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、輸出検査を受けることができませんので注意が必要です。

適切な栽培管理

↓

栽培地検査に立ち会い

↓

適切な栽培管理

↓

栽培地検査合格証明書の受理

↓

（受理した「栽培地検査合格証明書（合格証票）」は、輸出検査を受検する際に提出する「植物等輸出検査申請書」に添付します。）

手交

栽培地検査

（写真は植物防疫所 HP から）

（栽培地検査の回数や検査時期等については、輸出先国の検疫要求等に基づき実施されます。また、植物防疫官に代わって補助員が栽培地検査を実施する場合もあります。更に栽培地検査に先立って、生産園地の登録が必要な場合もあります。）

↓ 栽培地検査合格

栽培地検査合格証明書の発給

（イ）

栽培地検査合格証明書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　殿

……植物防疫所（……支所又は出張所）
植物防疫官　氏　　名

以下の植物は、植物防疫法第10条第３項の規定による栽培地検査に合格したことを証明する。

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	種類・名称	品種名	栽培面積	栽培数	輸出予定国	備考

12センチメートル

……年度栽培地検査合格証票

年　月　日

番号
栽培地番号
種類・名称
品種名
数量
栽培地の所在地
栽培者氏名
輸出予定国

……植物防疫所（……支所又は出張所）
植物防疫官　氏　　名

様式……一部改正（昭和27年4月農林省令26号）、全部改正（昭和39年6月農林省令42号）、一部改正（昭和49年1月農林省令46号・平成元年4月農林水産省令27号・2009年6月30号・令和2年12月30号）

輸 入 許 可 証 の 取 得

輸出先国（以下、本項では「輸出国」との区別のため輸出先国を「輸入国」として表記します。）の一部の国では、特定の植物の輸入に当たって、事前に輸入許可の取得を求めている場合があります。当該輸入許可の制度では、輸入者等が植物等の輸入に先立って、当該国の検疫当局に輸入許可を申請し、発行された輸入許可証（Permit）に記載された条件等に従って輸入することが求められます。輸入許可条件としては、特定の病害虫の付着がないことなどのほかに、輸入数量やこん包の状態、輸入する場所（港）、輸入時期などの制限、植物検疫証明書の添付の必要性など、国や品目によって様々です。このため、輸出者は輸入許可証の内容を十分に把握するとともに許可内容に基づく対応（措置）を適切に履行する必要があります。なお、輸入許可条件として輸出国（日本）での検疫対応が求められている場合には、植物防疫所に栽培地検査や輸出検査の申請する際に輸入許可証の写しを添付する必要があります。

輸入許可証の取得等の基本的な流れは次のとおりです。

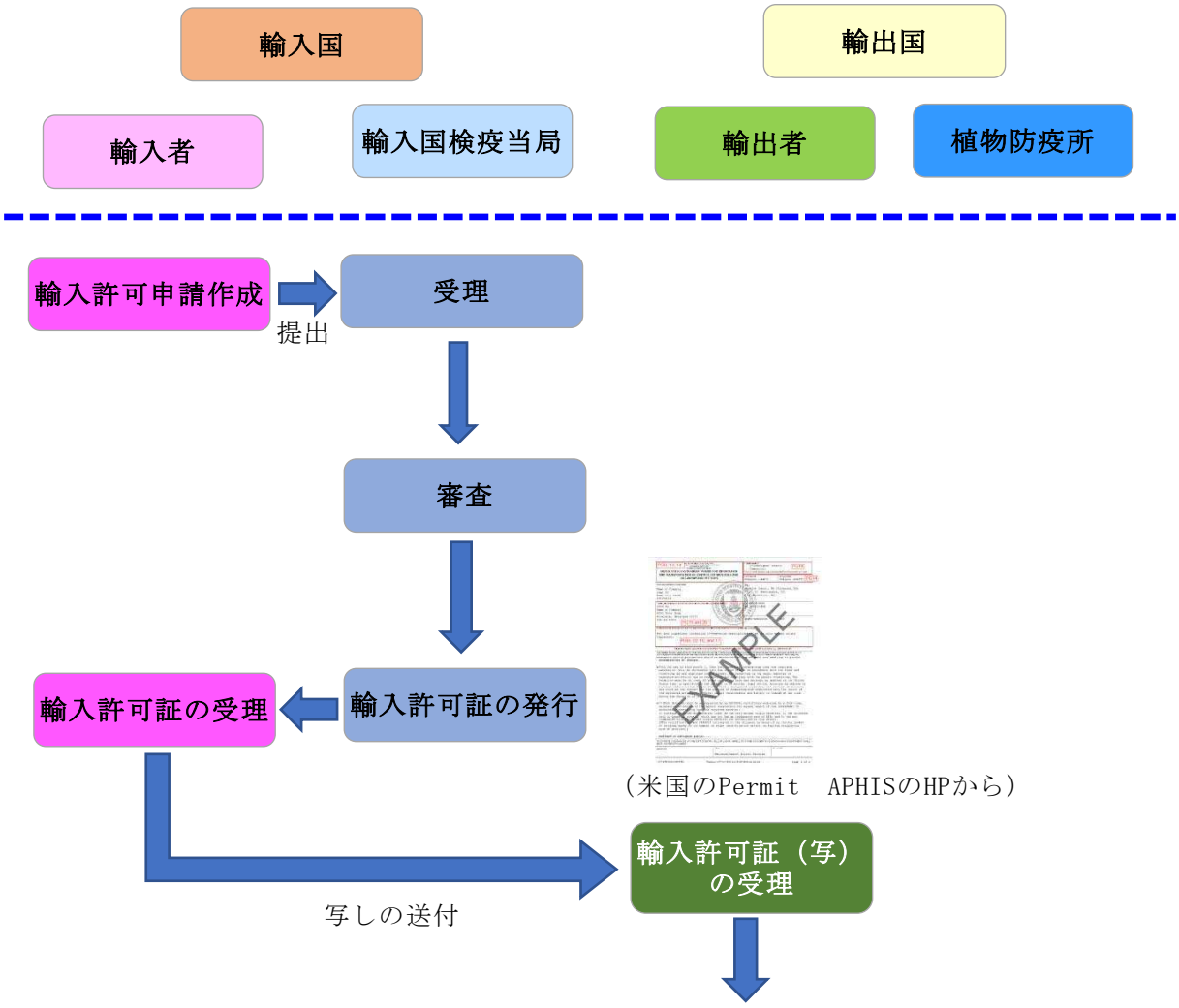

輸入許可証に基づく栽培・病害虫管理などの実施

許可条件に応じて栽培地検査申請書や輸出検査申請書に輸入許可証（写）を添付

提出

受理

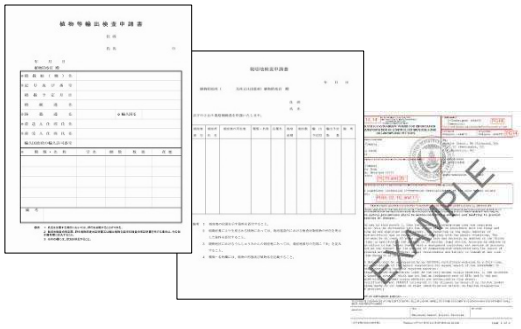

（申請書提出）

栽培地検査や輸出検査の実施

（基本的な流れによる対応）